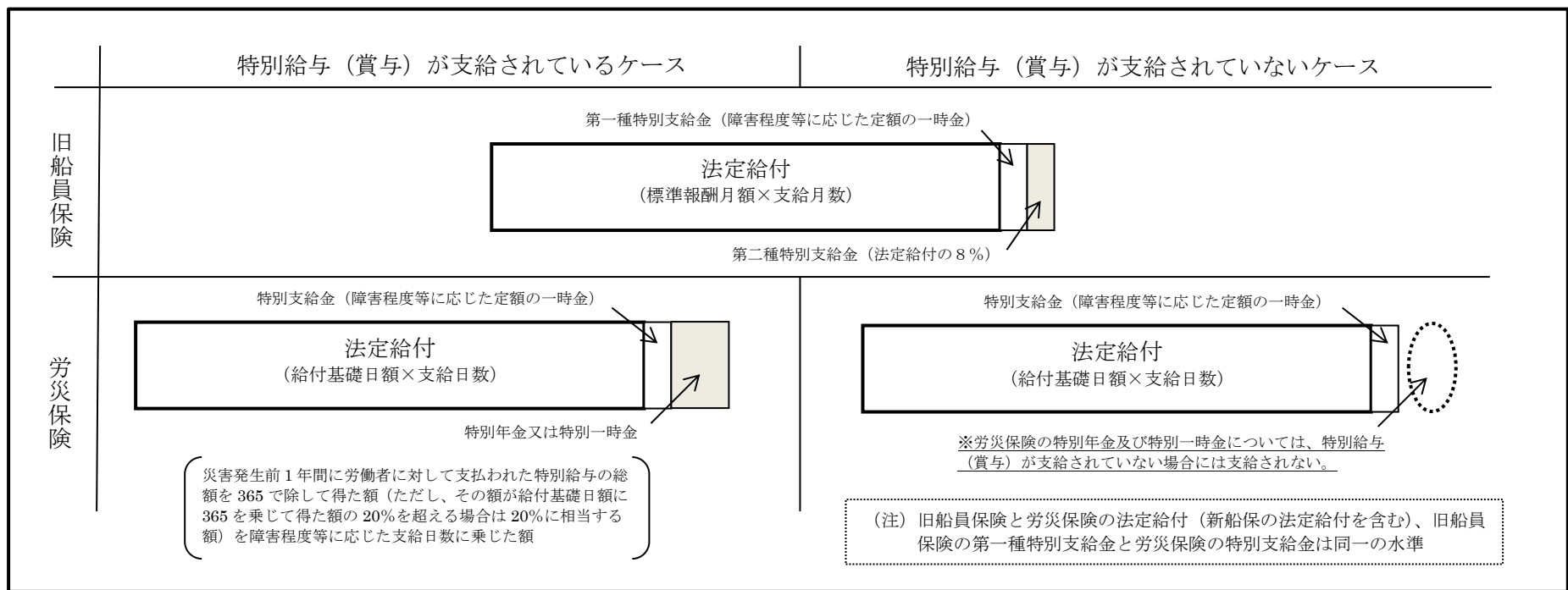


経過的特別支給金の取扱いについて（案）

1. 案件概要（経緯）

- 労災保険の社会復帰促進等事業（船員保険の福祉事業に相当）で実施されている特別支給金のうち特別年金または特別一時金は、賞与の支払いがあった者に限定して、賞与の一定割合が支給されている。これに対し、21年12月以前の船員保険（以下「旧船員保険」という。）では、賞与の支払いの有無にかかわらず、一律に年金額などの8%が第2種特別支給金として支給されていた。
- その結果、船員保険の被保険者のうち賞与を支給されていない者については、労災保険への移行に伴い、職務上の事由による障害又は死亡に伴う年金等の給付全体での給付水準が旧船員保険より改善されるケースがある一方で、一部に従前の給付水準を下回るケースもある。



○ このような実態に対応して制度改正（船員保険の職務上給付の労災保険への統合）前後の激変緩和を図り給付水準の差を補填するという観点から、船員保険協議会における議論を経て、24年12月1日付で、船員保険における福祉事業として、22年1月1日から27年3月31日までの間に発生した支給事由により、労災保険の障害補償年金、遺族補償年金等を受給する者のうち、一定の要件を満たす者に対し「経過的特別支給金」を支給することとし、支給期間について、「その後の取扱いは、支給実績をみた上で、改めて検討」することとされた。

○ その後、27年3月の船員保険協議会で、

① 労災保険給付の決定には一定の時間を要すること等により、支給事由の発生から経過的特別支給金の支給決定までの間には平均で1年程度を要することから、少なくとも25年度及び26年度に事故発生した者については、未だ申請に至っていない者が見込まれたこと。

② 22年1月から24年8月までの間に労災保険の支給決定を受けた者については、26年6月末に厚生労働省からデータの提供が行われたため、経過的特別支給金の申請勧奨を経て支給決定に至るまでには、なお時間を要する者が見込まれたこと。

等の理由から、当初対象とした者に関する支給実績がおおむね明らかになると見込まれる2年後（29年3月31日）までの間、引続き経過的特別支給金を実施することとし、その上で、以降の取扱いを決定することとされた。

2. 経過的特別支給金の制度概要

支給対象者

- 労災保険法の規定による障害補償年金、障害補償一時金、遺族補償年金、遺族補償一時金等の支給を受ける者。ただし、以下に該当する者は除く。
 - ① 支給事由発生前 1 年間に於いて賞与が支払われている者（労災保険の特別年金又は特別一時金の支給対象者）
 - ② 労災保険の給付基礎日額を船員保険の標準報酬月額に換算した等級が船員保険の最終標準報酬月額の等級を上回る者

支給額

- (1) 障害補償年金、遺族補償年金等の支給を受ける者 …… 旧船員保険の年金支給額（法定給付）×8%×12.5年
- (2) 障害補償一時金、遺族補償一時金等の支給を受ける者 …… 旧船員保険の一時金支給額（法定給付）×8%

対象期間

- 22年1月1日から27年3月31日までに労災年金等の支給事由が発生したもの。
(27年3月の船員保険協議会において、29年3月31日まで延長)

3. 経過の特別支給金の支給実績等

経過の特別支給金勸奨対象者数及び支給決定者数(事故発生年度別)

| | 障害年金 | | 障害一時金 | | 遺族年金 | | 遺族一時金 | | 合計 | |
|------|------|------|-------|------|------|------|-------|------|------|------|
| | 対象者数 | 決定件数 | 対象者数 | 決定件数 | 対象者数 | 決定件数 | 対象者数 | 決定件数 | 対象者数 | 決定件数 |
| 22年度 | 7件 | 7件 | 53件 | 50件 | 12件 | 12件 | 0件 | 0件 | 72件 | 69件 |
| 23年度 | 2件 | 2件 | 35件 | 29件 | 6件 | 6件 | 2件 | 2件 | 45件 | 39件 |
| 24年度 | 2件 | 1件 | 39件 | 34件 | 12件 | 12件 | 6件 | 6件 | 59件 | 53件 |
| 25年度 | 1件 | 1件 | 37件 | 35件 | 11件 | 11件 | 2件 | 2件 | 51件 | 49件 |
| 26年度 | 1件 | 0件 | 29件 | 25件 | 10件 | 8件 | 1件 | 1件 | 41件 | 34件 |
| 27年度 | 0件 | 0件 | 15件 | 13件 | 1件 | 0件 | 0件 | 0件 | 16件 | 13件 |
| 28年度 | 0件 | 0件 | 1件 | 1件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 1件 | 1件 |
| 合計 | 13件 | 11件 | 209件 | 187件 | 52件 | 49件 | 11件 | 11件 | 285件 | 258件 |

平成28年12月末現在

(参考)労災支給決定件数(事故発生年度別)

| 年度 | 障害年金等 | 障害一時金等 | 遺族年金等 | 遺族一時金等 | 合計 |
|------|-------|--------|-------|--------|------|
| 22年度 | 17件 | 152件 | 46件 | 8件 | 223件 |
| 23年度 | 11件 | 111件 | 31件 | 7件 | 160件 |
| 24年度 | 8件 | 102件 | 25件 | 9件 | 144件 |
| 25年度 | 5件 | 99件 | 31件 | 5件 | 140件 |
| 26年度 | 6件 | 92件 | 27件 | 4件 | 129件 |
| 27年度 | 1件 | 53件 | 11件 | 2件 | 67件 |
| 28年度 | 0件 | 3件 | 3件 | 1件 | 7件 |
| 合計 | 48件 | 612件 | 174件 | 36件 | 870件 |

平成28年12月末現在

経過の特別支給金勸奨対象者予定支給額及び支給決定額(事故発生年度別)

(円)

| | 障害年金 | | 障害一時金 | | 遺族年金 | | 遺族一時金 | | 合計 | |
|------|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|-----------|-----------|-------------|-------------|
| | 予定支給額 | 支給決定額 | 予定支給額 | 支給決定額 | 予定支給額 | 支給決定額 | 予定支給額 | 支給決定額 | 予定支給額 | 支給決定額 |
| 22年度 | 22,292,000 | 22,292,000 | 13,727,520 | 13,124,320 | 23,070,000 | 23,070,000 | 0 | 0 | 59,089,520 | 58,486,320 |
| 23年度 | 4,036,000 | 4,036,000 | 15,838,320 | 10,799,320 | 17,845,000 | 17,845,000 | 892,800 | 892,800 | 38,612,120 | 33,573,120 |
| 24年度 | 8,252,000 | 1,352,000 | 13,113,600 | 10,917,600 | 28,371,000 | 28,371,000 | 4,890,240 | 4,890,240 | 54,626,840 | 45,530,840 |
| 25年度 | 2,132,000 | 2,132,000 | 10,917,440 | 10,699,200 | 23,628,600 | 23,628,600 | 973,440 | 973,440 | 37,651,480 | 37,433,240 |
| 26年度 | 4,576,000 | 0 | 7,712,800 | 6,542,400 | 33,362,000 | 29,496,000 | 2,534,400 | 2,534,400 | 48,185,200 | 38,572,800 |
| 27年度 | 0 | 0 | 3,758,080 | 3,182,080 | 1,340,000 | 0 | 0 | 0 | 5,098,080 | 3,182,080 |
| 28年度 | 0 | 0 | 60,480 | 60,480 | 0 | 0 | 0 | 0 | 60,480 | 60,480 |
| 合計 | 41,288,000 | 29,812,000 | 65,128,240 | 55,325,400 | 127,616,600 | 122,410,600 | 9,290,880 | 9,290,880 | 243,323,720 | 216,838,880 |

平成28年12月末現在

4. 29年度以降の取扱い（案）

【現時点での評価】

- 経過的特別支給金の支給実績を見ると、各年、増減はあるが、概ね申請が完了していると考えられる22年度～25年度の間、平均的には、障害年金が数件、障害一時金が数十件、遺族年金が10件程度、遺族一時金が数件となっている。労災保険において支給決定が行われた事案の1/3程度が支給対象となっており、今後とも、支給対象者が一定数出現することが見込まれる。
- 他方、22年度～25年度の年間の平均支給額は44百万円であり、災害保健福祉保険部門の年間支出額の1.4%程度に留まっている。現時点での財政状況及び中期的な財政見込みを踏まえると、現行の支給水準であれば、当分の間は、船員保険財政に及ぼす影響は限定的であると考えられる。

【給付水準の見直しと対象期間の考え方】

- 24年7月、11月の船員保険協議会においては、見直しについて次のような考え方が提示されている。

「この給付水準は、一定期間経過後に、給付の実績や船員保険全体の財政状況をみた上で、激変緩和を図るという給付の性格を十分に踏まえ、所要の見直しを行うべきである。」

「対象期間については、支給開始時期が遅れていること、給付実績をみるためには、一定の期間が必要であることから、「平成22年1月1日から平成27年3月31日までに労災年金等の支給事由が発生したもの（その後の取扱いは、給付実績等をみた上で、改めて検討）」とすることが適当である。」
- なお、対象期間については、財政上の影響を確認の上で、給付水準を見直すことなく既に1度延長されている。これは、見直しの前提となる支給実績の把握が十分ではないという理由からであった。

（期間延長が議論された27年3月の船員保険協議会では、支給実績が、「将来的な財政影響等を検証し、制度のあり方を検討する上では、なお十分なものとは言い難い」との認識が示されている。）

- しかしながら、経過的特別支給金の対象期間の始期は 22 年 1 月であるが、実際に支給規程（全国健康保険協会船員保険特別支給金支給規程）が改正されたのは 24 年 12 月、申請勧奨が開始されたのは 25 年に入ってからであり、経過的特別支給金の実施開始からは、現時点で 4 年を経過したに過ぎない。
- また、年金額の 1 年分相当額にあたる支給金の見直しを行うことは、個々の受給者にとって大きな影響がある。
- ついては、支給金の見直しを議論し、実施に移していくためには、この追加の 2 年では不足で、もう少し長期（10 年程度）の実績を踏まえた検討、かつ、変更を行う場合には詳細かつ丁寧な広報が必要となる。
- 更に、短期間の延長を繰り返すことは被保険者等に不安を与えるおそれもある。

【事務局案】

- 前出の現時点での評価（一定数の対象者出現と限定的な財政影響の見込み）及び給付水準の見直しと対象期間の考え方を踏まえれば、財政上の問題が大きくなるしないことが大前提ではあるが、当分の間、現行の給付水準を維持することとしてはどうか。
- 給付水準の見直しについては、32 年度～35 年度（対象期間の始期～支給開始から 10 年後）を目途に、被保険者数の推移や船員保険の財政状況等を勘案した上で、見直しの議論を開始することとしてはどうか。